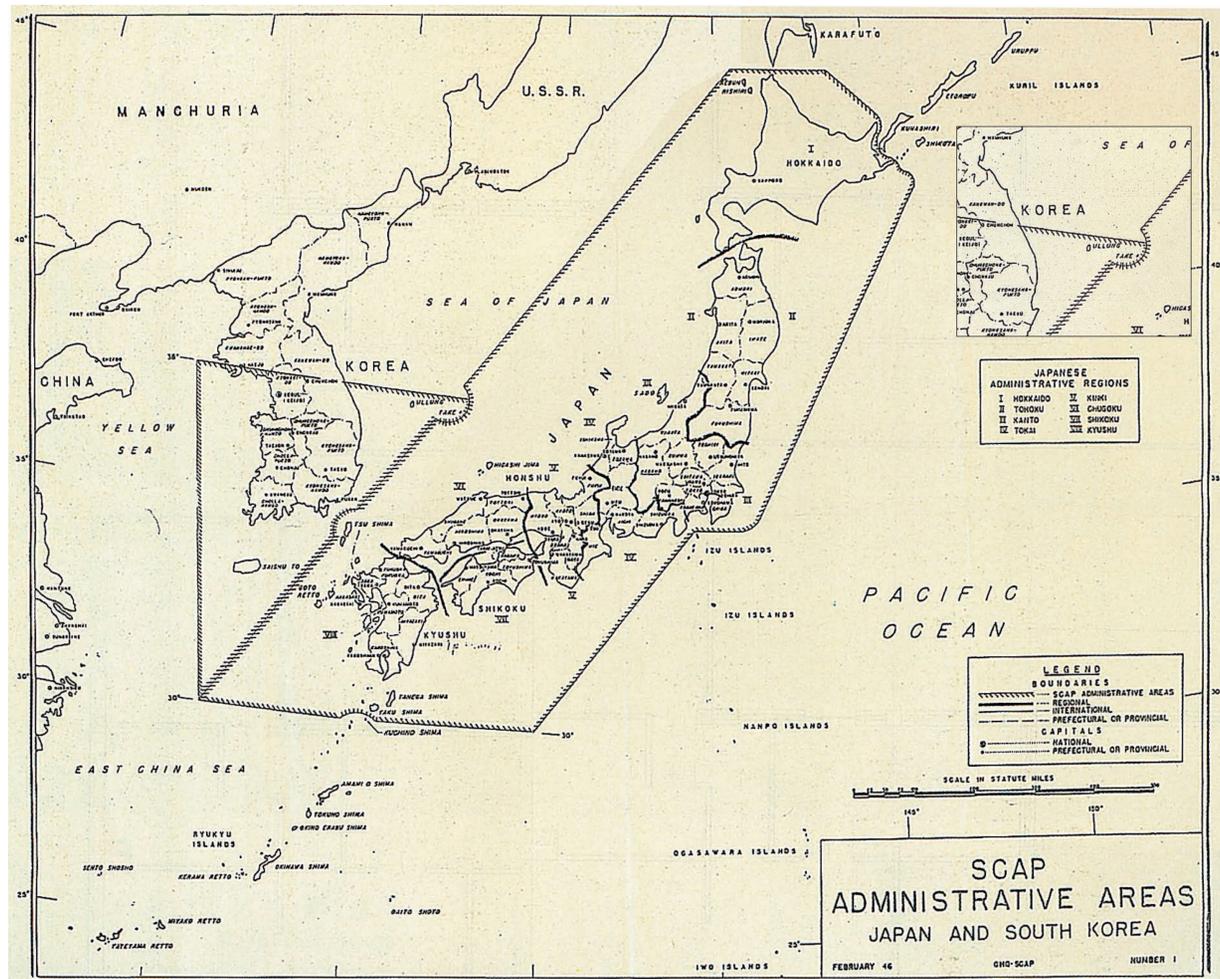


マッカーサーによる暫定行政区域の設定

1946 (昭和21) 年1月29日設定



韓国・国立中央博物館編「行ってみたいわが領土、独島」、韓国・国立中央博物館、2006年より引用

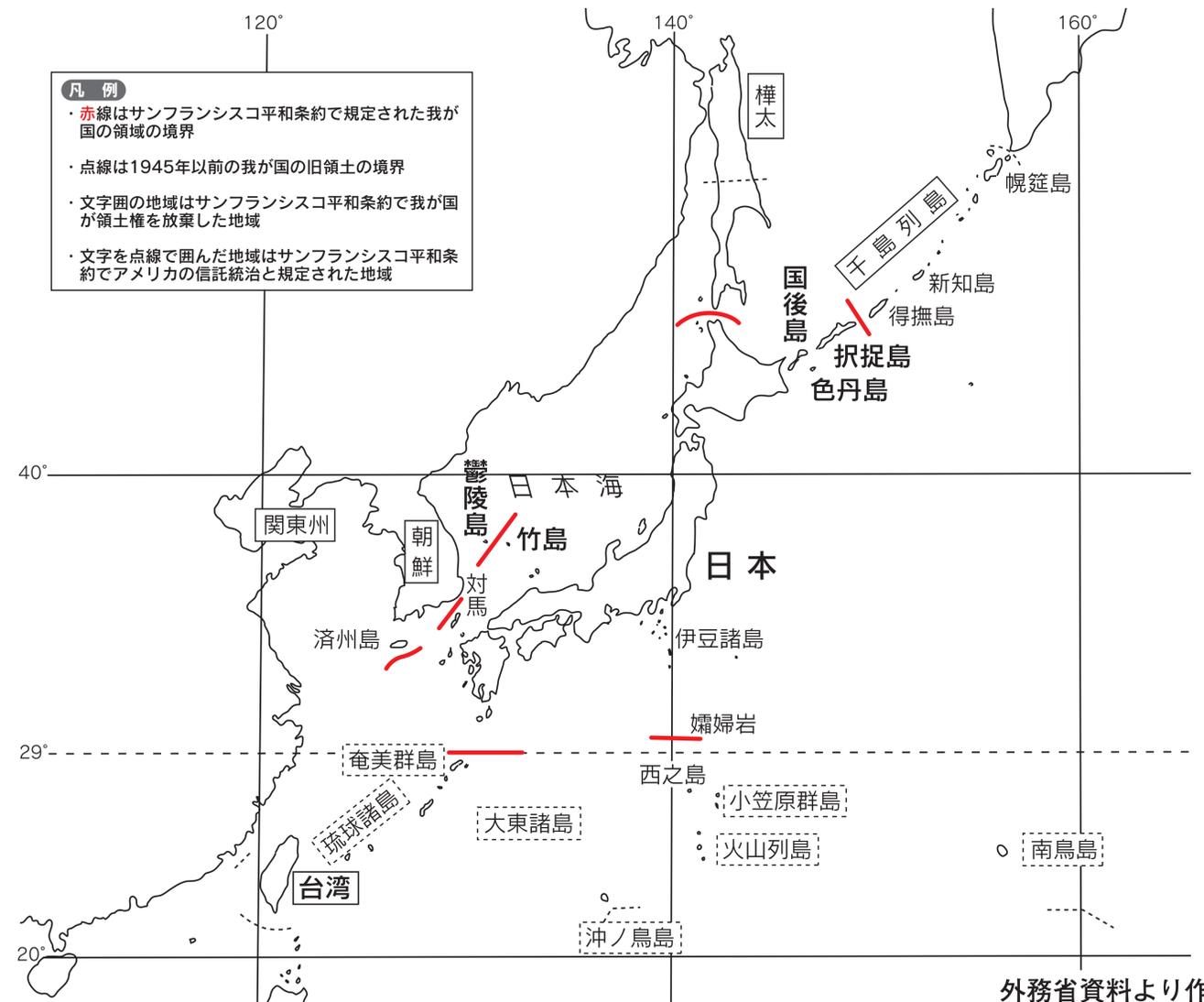
第二次大戦直後の竹島

○SCAPIN第677号 (連合軍司令部覚書)

1. 1946(昭和21)年1月29日、連合軍司令部はSCAPIN (連合軍司令部覚書) 第677号をもって、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを暫定的に停止するよう指令しました。
2. その第3項では、この指令において、日本の範囲に含まれる地域として、日本の四主要島嶼(北海道、本州、九州、四国)及び対馬諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼を含むものと規定されました。また、日本の範囲から除かれる地域として、鬱陵島や済州島、あるいは伊豆、小笠原群島等に並び竹島も列挙しました。
3. 1946年2月13日に行われた日本政府と連合軍司令部との会談で、連合軍司令部側は、SCAPIN第677号は、単なる連合軍側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは何ら関連がなく、領土問題は後日の講和会議で決定されるべき問題であると明確に回答しています。実際、後の1951(昭和26)年9月にサンフランシスコで講和会議が開催され、9月8日サンフランシスコ平和条約が署名されました。
4. 1952(昭和27)年4月28日には、サンフランシスコ平和条約の発効により、SCAPIN第677号といった行政権停止の指令等も必然的に効力を失うこととなりました。

サンフランシスコ平和条約で確定した日本の領土

1951 (昭和26) 年9月8日署名 1952 (昭和27) 年4月28日発効



外務省資料より作成

サンフランシスコ平和条約における竹島の扱い

1. 1951(昭和26)年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。
2. この部分に関する米英両国による草案内容を承知した韓国は、同年7月19日、梁裕燦(ヤン・ユチャン)韓国駐米大使からディーン・アチソン米務長官宛の書簡を提出しました。その内容は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する。」に置き換えることを要求するというものでした。
3. この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月10日、ディーン・ラスク極東担当国務次官補から梁大使への書簡をもって以下のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。
「・・・合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サンフランシスコ平和)条約がとるべきだとは思わない。独島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは見られない。・・・」
これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において、竹島は我が国の領土であるということが規定されていることは明らかです。